

<p>発行 長野市旭町1098 長野県教職員組合</p>		<p>号外 No.2015-1 2015年4月1日</p>	<p>学習資料 「初任者研修対応」特集</p>
--------------------------------------	---	---------------------------------------	-----------------------------

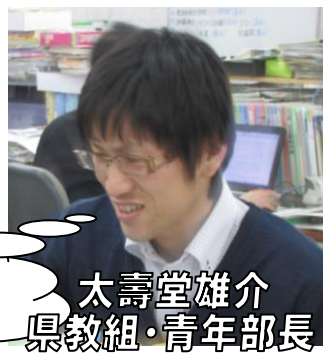


県教組は、「初任者研修制度」(1988年)導入当初から、初任者の自主性を認め負担を軽減しようと、県教委と交渉・折衝を重ねてきました。そして、新年度の夏期宿泊研修が2泊3日から1泊2日に縮減(当初は夏期研修3泊4日)。大きな成果です!また「教育事務所研修」が1日削減となりますが、新たに「授業公開研修」を在籍校で実施(ねらい:校内の職員等に参観してもらうことで授業力の向上を図る)します。この授業について教学指導課は「指導案も指導主事要請も義務づけるものではない。学校長の判断による」と説明しています。各職場で「指導案なし指導主事なし」にとりくみ、初任者への負担にならないよう学校長へはたらきかけをしていきましょう。

- ◆今年度の初任研は・・・
- 2015年度採用者:
1年目の今年は、16日間校外研修。
(来年度5日・再来年度3日の校外研修)
- 2014年度採用者:
2年目の今年は、5日間校外研修。
※内1日は、「教育課程研究協議会」可。
- 2013年度採用者:
3年目の今年、3日間校外研修。

【変更点】教育事務所で研修1日減
→在籍校での授業公開に。※教学指導課は、「指導案も指導主事要請も義務づけるものではない」と説明。

【説明】3日間の内2日間の異業種体験
※体験職場は初任者の選択によるが、「初任者に丸投げ」ではなく、必要に応じて校長と相談の上実施。



チェックが入らない口があったら・・・初任者は職場長・指導教官などに相談を。職場の方は、相談に乗り、管理職に号外を見せ説明して下さい。

太壽堂雄介 県教組・青年部長



～負担軽減のための確認が守られていますか?～

確認事項チェック表※補足文の「」内は県教委の見解

- 研修よりも学校行事を尊重**
「学校行事尊重でよい。年間の日程を見通して計画をたてて欲しい。必要に応じて大会や行事前日も従来と変わりなく尊重され、出られない場合には他の研修で代えることができる」県教委と確認済み。職場での働きかけも重要です。
- 校外研修の復命は口頭でもよい**
「内容が分かればよい。(改めて文章等示さなくても)研修の資料等を示し、口頭で復命すればよい」
- 校内研修の報告・実施記録は簡略なものでもよい**
「校内研修の報告は2～3行くらいの簡略なもの(メモ程度)でよい」
- 初任研では、校内での職員会・学年会・教科会なども校内研修としてカウントできる**
例えば「生徒指導上の課題や教科の研修にかかわるものは、主に自己課題に関わる研修としてカウントすることができる」
- 自家用車で初任研に参加できる**
「一般の教職員の出張と同様であることを、初任者を受け入れる学校の校長に説明してある(初任研関係学校長等連絡協議会 例年2月)」

★修学旅行やキャンプは、子どもと信頼関係をつくる、子どもと学ぶ大切な「研修」です!



初任研期間中(1～3年目)に産休に入る場合、初任研の猶予はできる

産・育休中(年度内に産、育休に入ることがあらかじめ分かっている場合も含む)、療休や介護休暇等、育休明け1年未満で研修の実施が困難である、または健康上の理由などで研修の受講が困難な場合は、初任研期間中(1～3年目)でも猶予ができます。その場合、「猶予願」の提出が必要です。